

## 調査の概要

### 1 調査の内容

#### (1)調査の目的

日本看護協会会員の大部分をしめる病院勤務会員の労働条件を明らかにし、今後本会が労働条件改善をすすめる際の基礎資料とする。この調査は昭和50年より4年おきに実施しており、今回は第3回目である。

今回は、属性、勤務状況、従来の労働条件とその実態に加え、広い意味での労働条件を考える際に重要な配置転換、継続教育の実態・意識を明らかにするとともに夜勤専従についての会員の考え方も明らかにした。

#### (2)調査の対象者

昭和58年7月末現在日本看護協会会員である助産婦、看護婦(士)、准看護婦(士)の中の病院勤務者221,133名を母集団としてサンプリングした8269名を調査対象とした。

#### (3)調査の対象期日

調査は、昭和58年10月現在の状況について行った。ただし、一部の事項については、昭和55年1月以降の状況について調査を行った。

#### (4)調査の実施期間

昭和58年10月～12月

#### (5)調査の方法

層別系統抽出による標本調査法を用いた自計式アンケート調査。職能別に無作為抽出した8269名の会員の勤務先に本部より直接調査票を郵送し、

本人記入の上直接本部に返送とした(返送封筒同封)。必要標本数は「昭和56年会員実態調査」の年齢の平均と標準偏差により以下のように算出した。

- 病院勤務会員の平均年齢  $m$  : 35.9歳
- 年齢の標準偏差  $\sigma$  : 11.15
- 助産婦会員の平均年齢  $m_1$  : 39.0歳
- 年齢の標準偏差  $\sigma_1$  : 12.34
- 看護婦(士)、准看護婦会員の平均年齢  $m_2$  : 34.8歳
- 年齢の標準偏差  $\sigma_2$  : 11.89

$$N = \frac{M}{\frac{(M-1)(\delta m)^2}{2^2 \sigma^2} + 1} \quad \begin{array}{l} M: \text{母集団} \\ \delta: \text{目標相対精度} 0.01 \\ \text{信頼水準} \quad 95\% \end{array}$$

$$= \frac{221133}{\frac{(221133-1) \times (0.01 \times 35.9)^2}{2^2 \times 11.15^2} + 1}$$

$$\approx 3792$$

ネイマンの最適配分により各職能別の必要標本数を次のように算出した。

助産婦必要標本数  $N_1$

$$N_1 = N \times \frac{M_1 \times \sigma_1}{M_1 \times \sigma_1 + M_2 \times \sigma_2} \quad \begin{array}{l} M_1: \text{助産婦会員数} \\ M_2: \text{看護婦(士),} \\ \text{准看護婦(士)会員数} \end{array}$$

$$= 3792 \times \frac{10108 \times 12.34}{10108 \times 12.34 + 211025 \times 11.89}$$

$$\approx 180$$

看護婦(士)、准看護婦(士)必要標本数  $N_2$

$$N_2 = N \times \frac{M_2 \times \sigma_2}{M_1 \times \sigma_1 + M_2 \times \sigma_2}$$

$$= 3792 \times \frac{211025 \times 11.89}{10108 \times 12.34 + 211025 \times 11.89}$$

$$\approx 3612$$

$$N_1 + N_2 = 3792$$

ただし、回収率を50%と見込み、それぞれ上記の2倍以上をとり、計8269名を抽出した。

なお、抽出台張としては、会員の会費納入票(職能別)を用いた。

(6)回収, 点検, 集計

有効回収数は3161票で、回収率は38.2%であった。

実績相対精度を改めて下記の様に計算すると、0.010で目標相対精度を満たした。

$$\begin{aligned} \delta^1 &= 2 \sqrt{\frac{M - N_s}{(M - 1)} \cdot \frac{\sigma_s^2}{N_s} \cdot \frac{1}{m_s^2}} \\ &= 2 \sqrt{\frac{(221133 - 3161)}{(221133 - 1)} \cdot \frac{10.66^2}{3161} \cdot \frac{1}{36.0^2}} \\ &\approx 0.010 \end{aligned}$$

なお、記入の点検・集計は普及開発部調査研究室が行った。集計はコンピューターによる。

(7)調査の担当

調査票の設計, 標本抽出, 回収・点検については普及開発部調査研究室松原美知子が担当した。

松原の後を引き継ぎ、集計計画と分析を同室菊池令子が担当し報告書を取りまとめた。コンピューター集計は、前田隆氏に委託した。

(8)調査票の様式 (p5 参照)

2 調査結果利用上の注意

(1) 集計した対象について

雇用形態が「正職員」で勤務中である者(3063名)について集計した。一部「産前の母性保護」についてのみ、「育児休業中」の者を含めた。

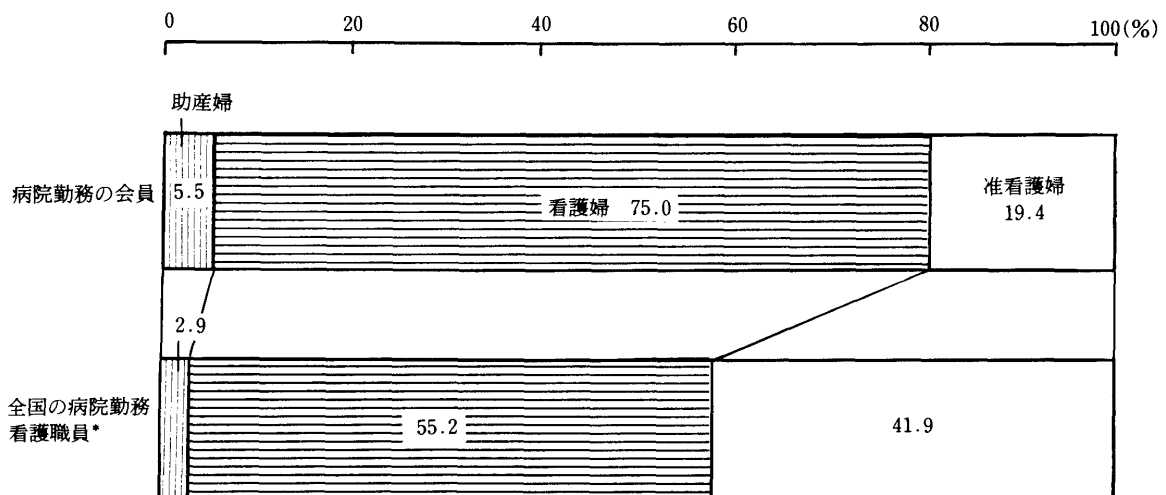
雇用形態別の特性については、巻末に別表として統計結果表のみ掲載した。

(2)調査に回答した会員の属性及び勤務病院の特性——全国の病院勤務看護職員との比較——全国の看護職員と比べ下記のようなかたよがりがあることに留意されたい。

①職種 <図1>

「准看護婦」の割合が低い。

図1 病院勤務者の職種の比較



\* 「昭和57年 病院報告」より算出

②性別 <表1>

「准看護師」の比率が本会会員においては全国平均より低い。

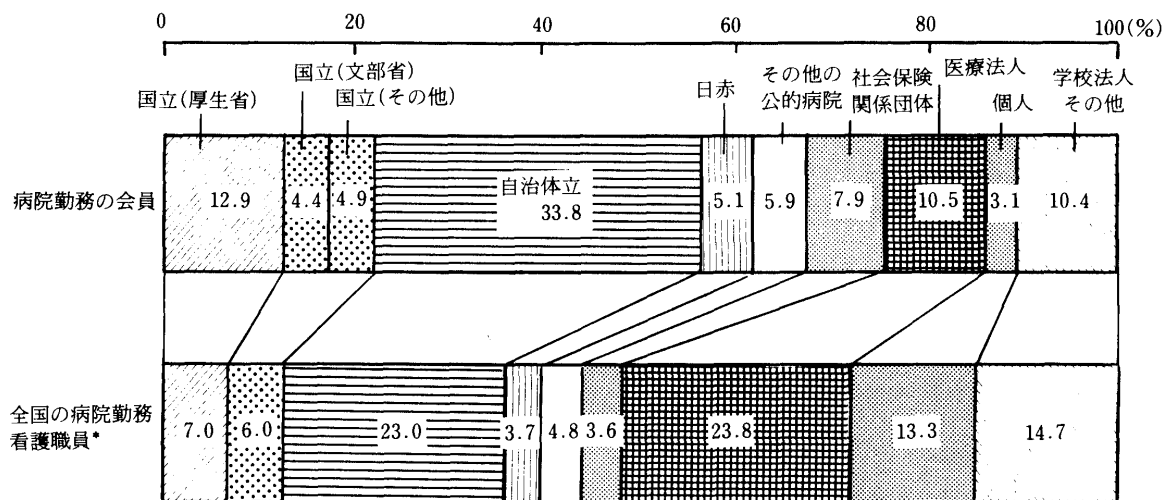
③勤務病院の設置主体 <図2>

「都道府県」「市町村」の自治体立を始めとして、公的病院に勤務する者の割合が高い。

表1 看護師，准看護師の比率の比較

性別	看護婦(士)		准看護婦(士)	
	全国の病院勤務看護職員	病院勤務の会員	全国の病院勤務看護職員	病院勤務の会員
女性	98.4%	99.1%	94.8%	99.0%
男性	1.6	0.9	5.2	1.0
計	100.0	100.0	100.0	100.0

図2 勤務する病院の設置主体比較

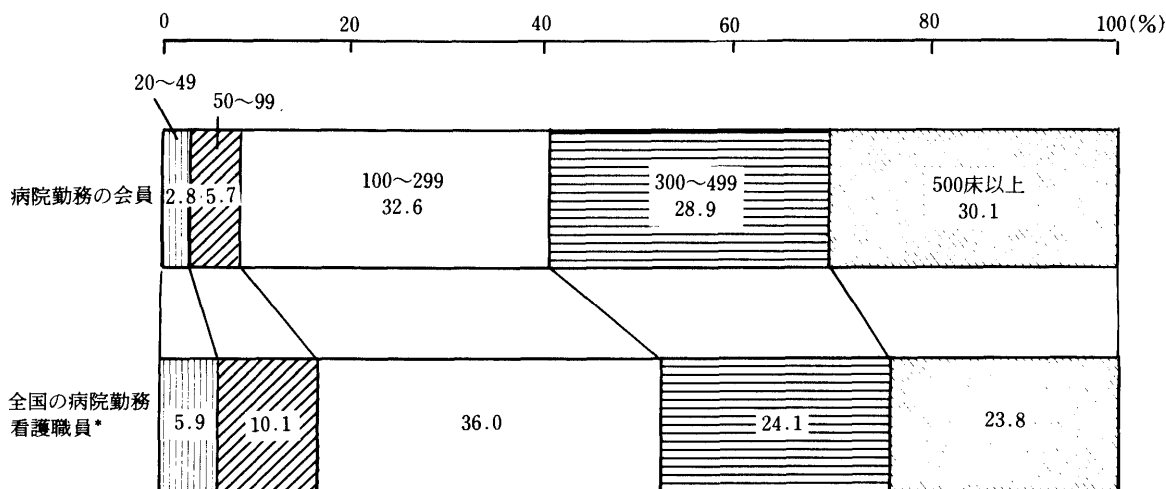


\*「昭和57年 病院報告」より算出

④勤務病院全体の許可病床数 <図3>

大規模病院に勤務する者の割合が高い。

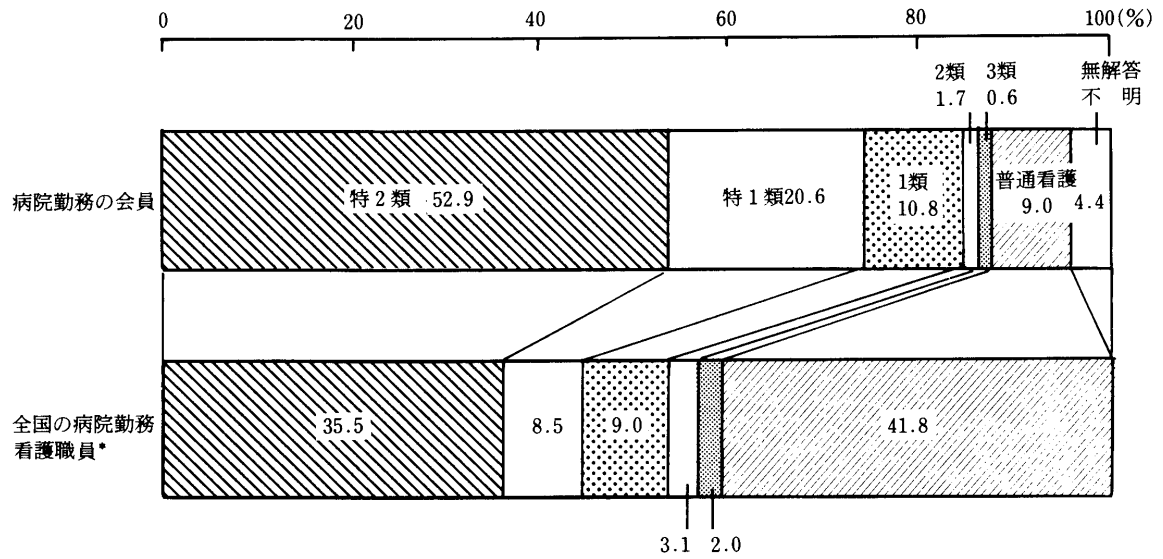
図3 勤務する病院の病床規模比較



\*「昭和57年 病院報告」より算出

⑤勤務する病院の基準看護の承認〈図4〉 置の多い病院に勤務する者の割合が高い。  
 基準看護の類の高い病院、つまり看護要員の配

図4 勤務する病院の基準看護の比較



\* 「昭和58年版看護白書」と「昭和57年 病院報告」より推計

(3) サンプル数の小さいカテゴリーについて  
 統計表には、設置主体別、県別等の集計表があり、カテゴリーが細分化されているため、各カテゴリーのサンプル数が小さくなり、時には一桁となっているカテゴリーもあるが、資料を利用する

者が加工しやすいように細かい分類のまま掲載した。サンプル数が小さい場合、そのまま使うと、代表する数値としての信頼性は低いことに留意されたい。

## 病院における看護職員の労働実態調査

会 員 各 位

昭和58年10月

社団法人 日本看護協会

看護職員の労働条件は改善されつつあるとはいえ、まだ満足すべき状態ではありません。とりわけ、昨今の医療事情のなかで、看護職の労働条件、労働内容は厳しくなっているといわれます。

日本看護協会は、看護職員の労働条件の改善をめざして努力を続けておりますが、その活動の基礎となる独自の資料を得るために病院に勤めておられる会員の方々の労働条件を明らかにする労働実態調査を4年ごとに実施しています。本年はこの調査の第3回めの実施年にあっています。

調査の対象者は病院に勤務する会員約22万人の中から無作為に選び出しました。この方法によってあなたに調査をお願いすることになりました。ご多忙中お手数をおかけしますが、ご協力をお願いします。

調査項目には、ご自分で調べなければならないものもありますが、この調査結果は協会が厚生省、労働省、人事院などに働きかける際の数量的根拠であり、労働条件改善のための貴重な資料となりますので、この趣旨をご理解の上、できるだけ正確にご記入下さるようお願いいたします。

なお、調査の結果は統計的に処理しますので、あなたのお答えが外部に知らされたり、あなたにご迷惑のかかるようなことは一切ありません。

ご記入下さったこの調査票は、**昭和58年11月30日**までに同封の本協会宛の封筒に入れて返送して下さい。

○本調査についてご不明な点は下記までご連絡下さい。

日本看護協会 普及開発部 調査研究室

TEL 03(400)8331 ㊦231

病院における看護職員の労働実態調査質問紙

記入のてびき を必ずお読みの上お答え下さい。☞は記入のてびきをご参照下さい。  
あなたにあてはまる番号を○でかこみ、の中には適当な数字を記入して下さい。

あなたご自身のことについておたずねします。全員がお答え下さい。

- F 1. 所属支部
- |         |        |        |         |         |
|---------|--------|--------|---------|---------|
| 1. 北海道  | 2. 青森  | 3. 岩手  | 4. 宮城   | 5. 秋田   |
| 6. 山形   | 7. 福島  | 8. 茨城  | 9. 栃木   | 10. 群馬  |
| 11. 埼玉  | 12. 千葉 | 13. 東京 | 14. 神奈川 | 15. 新潟  |
| 16. 富山  | 17. 石川 | 18. 福井 | 19. 山梨  | 20. 長野  |
| 21. 岐阜  | 22. 静岡 | 23. 愛知 | 24. 三重  | 25. 滋賀  |
| 26. 京都  | 27. 大阪 | 28. 兵庫 | 29. 奈良  | 30. 和歌山 |
| 31. 鳥取  | 32. 島根 | 33. 岡山 | 34. 広島  | 35. 山口  |
| 36. 徳島  | 37. 香川 | 38. 愛媛 | 39. 高知  | 40. 福岡  |
| 41. 佐賀  | 42. 長崎 | 43. 熊本 | 44. 大分  | 45. 宮崎  |
| 46. 鹿児島 | 47. 沖縄 |        |         |         |

F 2. 満年齢  歳

F 3. 性別 1. 女 2. 男

F 4. 結婚 1. 既婚(有配偶)  
2. 既婚(離死別)  
3. 未婚

F 5. 子供の有無

1. 子供なし									
2. 子供あり	<table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">→</td> <td style="padding: 0 5px;">子供の人数</td> <td style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; display: inline-block;"></td> <td style="padding: 0 5px;">人</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">→</td> <td style="padding: 0 5px;">末の子供の年齢</td> <td style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; display: inline-block;"></td> <td style="padding: 0 5px;">歳</td> </tr> </table>	→	子供の人数		人	→	末の子供の年齢		歳
→	子供の人数		人						
→	末の子供の年齢		歳						

F 6. 現在の勤務状態

1. 正職員	2. 臨時職員		
3. 育児休業(職)中	4. その他の理由で休業(職)中	5. 離職中	

3. 休業(職)中の方は、現在の勤務状況をおたずねしている箇所については休業(職)直前のことをお答え下さい。  
4. 離職中の方は以上でおわりです。ご協力ありがとうございました。

F 7. 現在の勤務施設での職種

1. 保健婦	2. 助産婦	3. 看護婦(士)
4. 進学コース在学中准看護婦(士)		5. 准看護婦(士)

- F 8. 現在の所属場所
1. 外 来
  2. 内科系病棟
  3. 外科系病棟
  4. 産科・婦人科系病棟
  5. 小児病棟
  6. 混合病棟
  7. 精神病棟
  8. 結核病棟
  9. 老人病棟の認可を受けている病棟
  10. 手術室
  11. 救 急
  12. ICU・CCU
  13. 中央材料室
  14. 人工透析センター・人工透析室
  15. 保健指導や訪問看護の担当部署
  16. その他 ( )

- F 9. 現在の職位
1. 看護部(科)長・総看護婦長
  2. 副看護部(科)長・副総看護婦長
  3. 複数の病棟の管理婦長など
  4. 婦長または婦長相当職
  5. 婦長を補佐する主任など
  6. 特に職位はないが婦長・主任などを補佐する立場  
(臨床指導者、チームリーダーなど)
  7. 一般 (非管理職)

- F 10. 現在の勤務施設での勤続年数
- F 11. 看護職としての通算経験年数
- 年目
- 年目
- 月の単位は年に繰り上げてお答え下さい。  
例……1年3か月→2年目

- F 12. 勤務施設の設置主体
1. 国立病院
  2. 国立療養所
  3. 国 (文部省)
  4. 国 (労働福祉事業団)
  5. 国 (三公社)
  6. 国 (その他)
  7. 都 道 府 県
  8. 市 町 村
  9. 日 赤
  10. 済 生 会
  11. 北海道社会事業協会
  12. 厚 生 連
  13. 国民健康保険団体連合会
  14. 全国社会保険協会連合会
  15. 厚 生 団
  16. 船員保険会
  17. 健康保険組合及びその連合会
  18. 共済組合及びその連合会
  19. 国民健康保険組合
  20. 公 益 法 人
  21. 医 療 法 人
  22. 学校法人
  23. 会 社
  24. その他の法人
  25. 個 人

- F 13. 勤務施設の種類
1. 総合病院
  2. 精神病院
  3. 結核またはらい療養所
  4. 特例許可老人病院
  5. 特例許可外老人病院
  6. その他の一般病院または産院

- F 14. 勤務施設の許可病床数
1. ~49床
  2. 50~99床
  3. 100~299床
  4. 300~499床
  5. 500~999床
  6. 1000床~

- F 15. 勤務施設の基準看護の承認
1. 基準看護はとっていない (普通看護)
  2. 特二類 (2.5 : 1)
  3. 特一類 (3 : 1)
  4. 一類 (4 : 1)
  5. 二類 (5 : 1)
  6. 三類 (6 : 1)

**あなたの勤務する施設での労働時間や休日についておたずねします。**

〈全員がお答え下さい。問1～問15〉

- 問1. あなたの一週間当りの所定労働時間は何時間と定められていますか。  
 (所定労働時間とは、所定の昼休み、所定の休憩時間をのぞいたものをいいます。)
- |                    |                    |                    |
|--------------------|--------------------|--------------------|
| 1. ~31時間59分        | 2. 32時間~35時間59分    | 3. 36時間~39時間59分    |
| 4. 40時間            | 5. 40時間01分~43時間59分 | 6. 44時間            |
| 7. 44時間01分~47時間59分 | 8. 48時間            | 9. 48時間01分~50時間59分 |
| 10. 51時間~53時間59分   | 11. 54時間           | 12. 54時間01分~       |

- 問2. あなたは10月23日(日)~29日(土)の1週間に超過勤務手当が支払われた超過勤務は何時間ですか。
- |                  |                 |                  |
|------------------|-----------------|------------------|
| 1. なし            | 2. 1分~1時間59分    | 3. 2時間~3時間59分    |
| 4. 4時間~5時間59分    | 5. 6時間          | 6. 6時間01分~7時間59分 |
| 7. 8時間~9時間59分    | 8. 10時間~11時間59分 | 9. 12時間~13時間59分  |
| 10. 14時間~15時間59分 | 11. 16時間~       |                  |

問3. それでは、その一週間に超過勤務手当の支給を受けない超過勤務時間がありましたか。

1. ある → SQ. 手当の支給を受けない超過勤務の内容にあたる番号に○をし、時間を記入してください。

2. ない

1. 申し送り	□ 時間
2. 記録書き、処置の整理、患者や家族との話し、 看護計画立案のための情報収集など	□ 時間
3. 学生指導	□ 時間
4. その他	□ 時間

問4. 所定の昼休み時間は1日何分ですか(食事時間を含む)。 □ 分

問5. 10月中あなたは昼休みがとれましたか。 □ 分

1. <u>毎日</u> かならずとれた → 平均すると1日何分とれましたか。 2. <u>だいたい</u> とれた 3. <u>とれない日が多かった</u> 4. <u>ほとんどとれなかった</u>	□ 分
---	-----

- 問6. あなたの勤務施設には休憩室が設けられていますか。
1. 休憩専用の部屋が確保されている
  2. 他の目的でも使われる部屋が休憩室として確保されている
  3. 部屋はないが一定の場所が休憩用に確保されている
  4. きまった部屋や場所が確保されていないので各自が適当な場所で休む



問7. あなたの所定の週休日数は何日ですか。

1. 週休1日                      2. 週休1日半（半日とは土曜日などの半日勤務）  
3. 完全週休2日                4. 月3回週休2日                5. 隔週週休2日  
6. 月2回週休2日                7. 月1回週休2日（4週5休も含む）    8. その他

問8. では、あなたは所定の週休日数分の休みを毎月きまっとっていますか。

1. とっている                      2. とれないこともある  
3. とれないことが多い            4. まったくとれない

問9. あなたの1年間の所定の有給休暇日数(年次有給休暇日数)は何日ですか。ただし、前年度繰越し分や有給休暇と別にきめられている年末年始の休み、夏季休暇などは含みません。

年間所定有給休暇日数  日

問10. あなたは昨年度1年間に有給休暇を何日取りましたか。ただし、有給休暇とは別に決められている年末年始の休み、夏季休暇などは含みません。

昨年度1年間の消化日数  日

問11. あなたの勤務施設には所定の夏季休暇がありますか。所定の有給休暇や週休、その他の振替え休日として取得できるものとは別に定められたものに限ってお答え下さい。

1. ある →  日  
2. ない

あなたの給与についておたずねします。ごめんとさまですが、お手元に昭和58年10月の給与明細書をご用意の上お答え下さい。

問12. あなたの10月の税込み給与総額(基本給に調整手当、夜勤手当等の諸手当を含めた総額)はいくらでしたか。千円単位までご記入ください。

万  千円

問13. あなたの10月の基本給はいくらでしたか。千円単位までご記入下さい。

万  千円

問14. あなたの10月中の超過勤務手当(時間外手当)はいくらでしたか。千円単位までご記入ください。支給されていない場合は  の中に0と記入してください。

万  千円

問15. あなたの今年の夏のボーナス(賞与・一時金)は税込みでいくらでしたか。千円単位までご記入ください。支給されていない場合は  の中に0と記入してください。

万  千円



次からは10月15日現在病棟に勤務している方だけに、あなたの勤務している病棟についておたずねします。

〈病棟勤務者のみお答え下さい。問21～問24〉

問21. あなたが勤務している病棟の1日平均入院患者数は何人ですか。

人

問22. その病棟の看護職員（パートタイマーを含みます）は何人ですか。看護補助者、クラーク（事務員）の人はのぞいて下さい。

人

問23. 無資格の看護補助者は何人ですか。パートタイマーは短期間でも1人分として数えて下さい。いない場合は0と書いて下さい。

人

問24. あなたの病棟では夜勤の時間帯に2つ以上の病棟を合併して1看護単位とすることがありますか。

1. ある                      2. ない

問25～問27は昭和55年12月以降に仕事を続けながら妊娠・出産を経験された方だけにおたずねします。それ以外の方は問28へおすすみ下さい。

〈昭和55年12月以降に仕事を続けながら妊娠・出産された方のみお答え下さい。〉

問25. あなたは実際に産後の休暇を何週とりましたか。またその内訳もお答え下さい。

実際にとった産後休暇日数  週

- 産後休暇として  週
- 年次休暇として  週
- 育児休暇（業）として  週
- その他  週

問26. あなたが産前にうけた母性保護の措置はどれですか。あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

- 1. 夜勤免除
- 2. 当直免除
- 3. 超過勤務免除
- 4. 夜勤日数または当直回数の減少
- 5. 配置転換
- 6. 時差通勤
- 7. つわり休暇
- 8. 通院休暇
- 9. 同僚間で仕事を調整しあった
- 10. その他の措置
- 11. 措置はうけなかった

妊娠何か月からの免除でしたか。  のなかを書いて下さい。  
 か月から

問27. また産後にうけた母性保護の措置はどれですか。あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

- 1. 夜勤免除
- 2. 当直免除
- 3. 超過勤務免除
- 4. 夜勤日数または当直回数の減少
- 5. 配置転換
- 6. 育児時間
- 7. 育児休業
- 8. 同僚間で仕事を調整しあった
- 9. その他の措置
- 10. 措置はうけなかった

出産後何か月まで免除でしたか。  に書いて下さい。  
 か月まで

**夜間業務についておたずねします。**

〈全員がお答え下さい。問28〉

問28. 10月中、あなたはどのような体制の夜勤業務についていましたか。

- 1. 10月中は夜勤をしなかった → 問 42 へおすすみ下さい。
- 2. 三交替制
- 3. 変則三交替制
- 4. 当直制 → 問 36 へおすすみ下さい。
- 5. 二交替制 (変則も含む)
- 6. 夜勤専従 → 問 42 へおすすみ下さい。
- 7. その他

SQ. あなたが夜勤専従の勤務を選んだ理由を  の中に自由に記入して下さい。

**三交替制・変則三交替制の夜勤についている方のみお答え下さい。問29～問35**

問29. 10月中、あなたは夜勤を何日しましたか。準夜勤、深夜勤 (または夜勤、以下同様) 別に日数を記入して下さい。

準夜勤  日

深夜勤  日

問30. あなたのいる看護単位は何人夜勤ですか。準夜・深夜別に人数を記入して下さい。

準夜勤  人夜勤

深夜勤  人夜勤

問31. 夜勤中の所定の休憩時間がきめられていますか（食事時間を含む）。

1. きめられている →  分

2. きめられていない

問32. 10月中の準夜勤であなたは実際に休憩がとれましたか。

- |               |   |  |
|---------------|---|--|
| 1. かならずとれた    | → | 平均すると準夜勤1日につき何分とれましたか。<br><input type="text"/> 分 |
| 2. だいたいとれた    |   |  |
| 3. とれない日が多かった |   |  |
| 4. まったくとれなかった |   |  |

問33. 10月中の深夜勤であなたは実際に休憩がとれましたか。

- |               |   |  |
|---------------|---|--|
| 1. かならずとれた    | → | 平均すると深夜勤1日につき何分とれましたか。<br><input type="text"/> 分 |
| 2. だいたいとれた    |   |  |
| 3. とれない日が多かった |   |  |
| 4. まったくとれなかった |   |  |

☞ 問34. あなたの準夜勤務手当、深夜勤務手当は一回につき、それぞれいくらですか。準夜・深夜勤別に金額を記入して下さい。準夜・深夜勤務手当とは夜間勤務手当と夜間看護手当を合わせたものです。

準夜勤  円

深夜勤  円

問35. あなたの勤務施設では、夜勤者の出退勤に対してどのような措置がありますか。現在利用していない方もお答え下さい。

1. 何らかのかたちでタクシー代を支給
2. 病院の自動車、バスを使用
3. 施設内に宿泊室が設けてある
4. その他 ( )
5. 措置はない

三交替制・変則三交替制の夜勤については問42へおすすみ下さい。

〈当直制の夜勤についての方のみお答え下さい。問36～問41〉

問36. 10月中、あなたは当直を何回しましたか。  回

問37 10月中、あなたが最も長く拘束された時間は何時間ですか。その時の勤務体制に○をつけ、の中に拘束された時間を記入して下さい。

- 1. 当直  時間
- 2. 日勤—当直  時間
- 3. 日勤—当直—日勤  時間
- 4. その他 ( )  時間

問38. 当直時の所定仮眠時間は何時間ですか。

- 1. きまっていない 2. ~59分 3. 1時間~1時間59分 4. 2時間~2時間59分
- 5. 3時間~3時間59分 6. 4時間~4時間59分 7. 5時間~5時間59分 8. 6時間~6時間59分
- 9. 7時間~7時間59分 10. 8時間~

問39. また10月中、平均すると実際には当直1回に何時間くらい仮眠しましたか。

- 1. なし 2. ~59分 3. 1時間~1時間59分 4. 2時間~2時間59分
- 5. 3時間~3時間59分 6. 4時間~4時間59分 7. 5時間~5時間59分 8. 6時間~6時間59分
- 9. 7時間~7時間59分 10. 8時間~

問40. あなたの勤務施設には当直時に仮眠する部屋がもうけられていますか。

- 1. 仮眠専用の部屋が確保してある
- 2. 他の目的でも使われる部屋が仮眠室として確保してある
- 3. 部屋はないが、一定の場所が仮眠用として確保してある
- 4. きまった部屋や場所は確保されていないので、各自が適当な場所で仮眠する

問41. 当直手当は当直1回につきいくらですか。当直手当のない方はの中に0と記入して下さい。

円

〈全員がお答え下さい。問42~問47〉

問42. あなたは夜勤専従につくことを、どうお考えですか。

- 1. 条件がととのえば考えてもよい
- 2. どのような条件がととのっても考えられない

→ SQ. あなたが望む条件を3つえらんで番号に○をつけて下さい。

- 1. 一時期なら 2. 勤務日数が少ない 3. 日勤より賃金がよい
- 4. 準夜勤のみなら 5. 正職員として採用
- 6. 日勤より業務内容がゆるやか 7. 不便な時刻に通勤するための措置がある
- 8. その他

1~7以外にととのうことが望まれる条件があれば自由に記入して下さい。



継続教育についておたずねします。

〈全員がお答え下さい。問45～問47〉

問45. あなたは昨年（昭和57年4月～昭和58年3月）一年間に病棟単位をこえて看護部全体を対象とした院内教育に参加したことがありますか。

1. 参加した
2. 機会はあったが参加しなかった
3. 機会はあったが勤務の都合で参加できなかった
4. 参加できるものがなかった・院内教育はない

問46. あなたは昨年度一年間に勤務扱いで勤務施設以外の研修に参加したことがありますか。

- |       |   |                                    |
|-------|---|------------------------------------|
| 1. ある | → | SQ. それは合わせて何日間でしたか。                |
| 2. ない |   | 1. 1日            2. 3日以内    3. 1週間 |
|       |   | 4. 2週間        5. 1か月以内 6. 3か月以内    |
|       |   | 7. 6か月未満 8. 6か月以上                  |

問47. 勤務施設以外の研修に参加するために、あなたがもっとも必要だと思う条件を1つえらんで番号に○をつけて下さい。

1. 研修費・交通費等の支給
2. 勤務時間扱いの研修の増大
3. 研修に出るための職場の同僚や上司の理解
4. 研修期間中の代替要員の確保
5. 充実した教育コース・訓練機会の増大
6. 研修の機会についての情報・情報を得るルート
7. 希望する内容の研修が選べること

以上でおわりです。長い間ご協力いただきましてありがとうございます。



## 記入のてびき

1. 特にことわりのない問については、すべて昭和58年10月中のあなたの事実をお答え下さい。
2. 答えはすべてはっきりと記入して下さい。  
 なお、回答の仕方は次のとおりです。
  - イ. 特に指定がないかぎり、あなたにあてはまる番号を1つだけ○でかこんで下さい。
  - ロ. 問の右に回答らん( )があるものには、適当な数字、ことばを記入して下さい。ゼロまたは、なしの場合は0と書いて下さい。
3. 下の例のように→の記号がついているときは、あてはまる番号に○をつけた人だけが必ず→の後の( )の問に答えて下さい。下の例では1か2を選んだ人だけが答えることになります。

(例) 問3. 10月中あなたは昼休みがとれましたか。

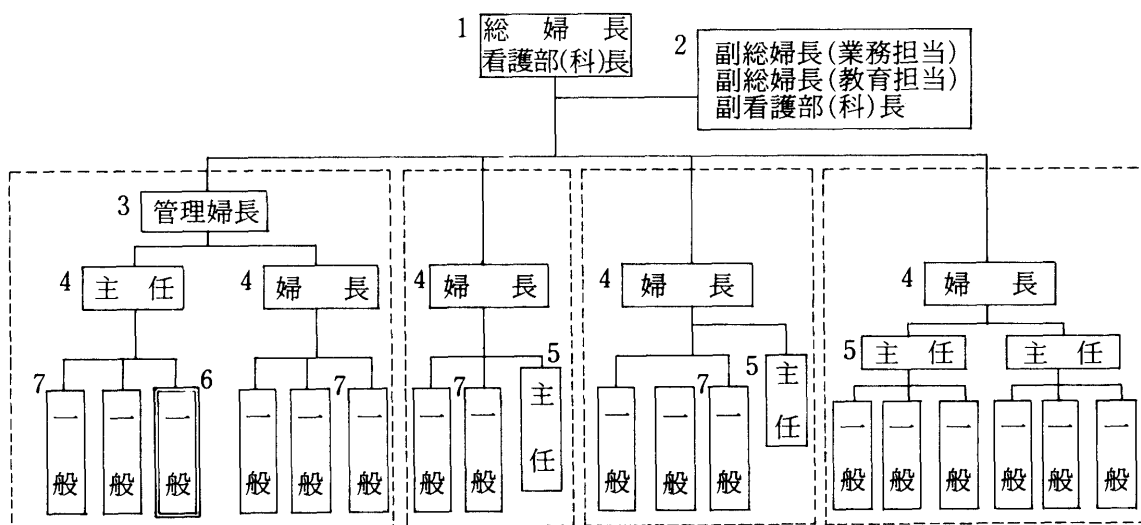
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 毎日かならずとれた</li> <li>2. だいたいとれた</li> <li>3. とれない日が多かった</li> <li>4. ほとんどとれなかった</li> </ol>	平均すると1日何分とれましたか。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 1～14分</li> <li>2. 15～29分</li> <li>3. 30～44分</li> <li>4. 45～49分</li> <li>5. 60～74分</li> <li>6. 75分～</li> </ol>
--	---

4. 問の前に☞印が書いてあるものについては、以下の〈記入上の注意〉を読んだ上でお答え下さい。

〈記入上の注意〉

F 9. 現在の職位

職位の名称にかかわらず、下図の番号に相当する職位でお答え下さい。



F 10. 現在の勤務施設での勤続年数

施設を移っていても同一の設置主体（例えば、国立系など）である場合は、一つの施設とみなします。

F 11. 看護職としての通算経験年数

看護職とは、保健婦、助産婦、看護婦(士)、准看護婦(士)、看護教育者をいい、この職についていた年数をすべて合計したものが通算経験年数となります（養護教諭、衛生管理者等の経験年数は入りません）。ただし、海外における看護職経験年数は含みます。

F 13. 勤務施設の種類

4. 特例許可老人病院…主として老人慢性疾患患者を収容する病院又は病棟として知事の許可を受けたものであり、医師、看護婦及び准看護婦の配置基準が緩和されている。
5. 特例許可外老人病院…特例許可を受けていないが、老人の収容比率が著しく高い（70歳以上の患者が6割以上）病院をいう。

F 15. 基準看護の承認

基準看護は、入院サービスが一定の基準に達している施設に対して、健康保険から特別に看護料金が支払われる制度で看護要員確保にも役立ちます。基準看護の基準は、施設全体の患者数対看護要員数の比によって、5段階にわかれていますので、あなたの勤務する施設でとっている基準看護の「<sup>るい</sup>類」をお答え下さい。例えば、特一類（3：1）は患者3人に対して看護要員1人が配置されていることをさします。

なお、基準看護をとっていない施設の方は、「1. 基準看護はとっていない(普通看護)」に○をつけて下さい。

問 1. 所定労働時間

就業規則に定められた始業から終業までの時間をいい、所定の昼休み、所定の休憩時間をのぞいた労働時間です。なお、現在、育児時間をとっている方は、その時間を含めてお答え下さい。

問28. 夜勤体制 2～6は次のわけ方にしたがって下さい。

2. 三交替制……日勤・準夜勤・深夜勤の3つの勤務を交替に行なっているもので、各勤務帯の勤務時間がほとんど同じ長さのもの
3. 変則三交替制…3つの勤務を交替に行なっており各勤務帯の勤務時間の長さが異なるもの
4. 当直制……夜間は当直室等で仮眠しながら緊急時に備えるもの
5. 二交替制（変則も含む）……日勤・夜勤の2つの勤務を交替に行なうもの
6. 夜勤専従制……もっぱら夜勤のみに従事するもの

問34. 準夜勤務手当・深夜勤務手当

深夜の勤務につき1時間当たり2割5分増しで支給される夜間勤務手当と深夜におこなわれる看護業務に対し、勤務1回につき支給される夜間看護手当とを合わせたものです。